

筑後川学識者懇談会 委員名簿

氏 名	主分野	現所属
アナン ミツマサ 阿南 光政	水利	佐賀大学農学部 生物資源科学科 教授
オニクラ ノリ オ 鬼倉 徳雄	生態学 (魚類)	九州大学大学院農学研究院 教授
クスダ テツヤ 楠田 哲也	環境工学	九州大学高等研究院 特別顧問・名誉教授
コガ ケンイチ 古賀 憲一	水環境・水質	佐賀大学 名誉教授
コマツ トシミツ 小松 利光	河川工学 水理学	九州大学 名誉教授
トクダ マコト 徳田 誠	生態・環境	佐賀大学農学部 生物資源科学科 教授
ハヤマ アツコ 葉山 アツコ	経済・文化	久留米大学 経済学部文化経済学科 教授
ヤノ シンイチロウ 矢野 真一郎	沿岸環境	九州大学大学院工学研究院 教授

※五十音順 敬称略

筑後川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「筑後川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、筑後川水系河川整備計画(国管理区間)(以下、「整備計画」という。)策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。
また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。
2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
3 委員長は、副委員長を委員の中から指名する。
4 委員長が都合により出席できない場合には、副委員長が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成26年11月6日より施行する。

筑後川学識者懇談会 設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、筑後川水系においては、平成15年10月2日に「筑後川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「筑後川水系河川整備計画【国管理区間】」を平成18年7月20日に策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理等を実施して参りました。

この様な中、筑後川水系河川整備計画（国管理区間）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して、河川管理者に対しご意見を頂く場として「筑後川学識者懇談会」を設置するものです。

（参考 1） 河川整備計画

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第16条の2第7項

第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。